倉科地区活性化計画

平成21年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

|計画の名称||倉科地区活性化計画

都道府県名|山梨県 市町村名|山梨市 地区名(1) 倉科地区 計画期間(2) H21~22

目標:(3)

定住等の促進に資する農業用用排水施設・農業用道路等の整備により、安定的な農業用水の確保と営農環境の改善を図る。これにより、生産性の向上や施設管理の負担軽減を図ることで対象農地6.5haの保全を目指す。また、農業所得の向上により農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住化を進め、減少傾向にある当該地区の人口(H19.4:389人H20.4:375人H21.4:366人)を平成21年4月1日住民基本台帳に記載されている366人の維持を目指す。

山梨県は、農業振興の基本指針として策定した「やまなし農業ルネサンス構想」の中で、「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。本活性化計画では、生産 基盤整備を行い農地の保全を図るとともに、地域住民が一体となって農村資源の管理・保全を進めることとしており、こうした計画は本構想の目的と合致することから、県と市が連携して地域の活性 化を目指すものである。

目標設定の考え方

地区の概要:

山梨市は、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、笛吹川沿いのなだらかな斜面や南部の平坦地北部の丘陵地を利用した果樹地帯である。恵まれた農地を利用して、特産品であるぶどう、桃などの果樹栽培が行われ、特に巨峰は、全国的に人気も高く、日本一の巨峰の里といわれるまでになった。倉科地区も例外ではなく、山梨市牧丘支所の西の丘陵地で果樹(葡萄)を中心の農業経営が行われている。しかし、農家の高齢化・後継者不足が進んでいるため、担い手への農地集積や作業効率の向上、品質と生産性の向上が必要となっていることから、有機質肥料栽培や低農薬栽培などによる作物の品質と安全性の確保を図るとともに、有機栽培による果樹のブランド化、観光農園等による都市住民との交流を通じた地域の活性化に取り組んでいる。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就労者への支援など担い手対策、兼業・高齢農業者等についても、良質な巨峰の生産・販売を目指し、講習会等を行うことにより、農業の活性化及び農業所得の増大を図ろうとしている。

現状と課題

倉科地区は、果樹栽培(葡萄(巨峰))を中心とした農業を生活基盤として栄えてきたが、農業所得の低下等により、若者の農家離れが進んでいる。また、近年の生産者の高齢化等による担い手不足等から農村の活力が低下している。この状況をかんがみ、農村における定住等及び農村と都市との地域間交流を促進するため、今後、如何に地域の環境を整備していくかが課題となっている。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、近年、中央自動車道・国道140号(雁坂トンネル)を利用する首都圏からの観光客が見込まれる山梨市としては、この立地条件と地域産物を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。具体的には、都市住民を対象に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、倉科地区に呼び込み、いわゆる交流による地域活性化を図ることとする。地域産物であるぶどう(巨峰)については、新たな加工品を開発・ブランド化し、直売センターを整備し、他の産物とともに販売することで、農業所得を増加させる。なお、活性化計画終了年度の翌年には、定住等の促進に資する農業用用排水施設・農業用道路等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された面積6.5haを検証するとともに、機能が確保された農地を活用し、都市との交流、農業所得の向上による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住の促進を目指す。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(2) | 事業実施主体 | | 法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3) | |
|------|------|------------------|--------|---|--------------------------------|--|
| 山梨市 | 倉科地区 | 基盤整備(農業用用排水施設) | 山梨市 | 有 | 1 | |
| | | 基盤整備(農業用道路) | 山梨市 | 有 | イ | |
| | | | | | | |

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 | |
|------|-----|-----|--------|----------|----|--|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・二の別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・二のいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業·事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

| <u>倉科地区(山梨県山梨市)</u> | 区域面積 (2) 135ha |
|-----------------------------|--|
| 区域設定の考え方 (3) 法第3条第1号関係: | 当該区域の総面積135haのうち農地面積は70haで51%を占め、地区世帯の51%が農業に従事している。 |
| 法第3条第2号関係: | 地区の人口は減少傾向(H17 H21で10.3%)であり、農業者の高齢化は進行(H17 H20で5.8%増)している傾向から見て、活性化のためには、生産基盤の整備により定住化を促進させることが不可欠な地域である。 |
| 法第3条第3号関係: 山梨県・山梨市 | 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。 |
| | |

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

定住等の促進に資する農業用用排水施設・農業用道路等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を、現地で検証する。 定住人口の維持については、平成23年4月1日の住民基本台帳と対照し検証する。